

施設名 荒川老人福祉センター

議決日 令和 6 年 10 月 7 日

令和 6 年度荒川区議会定例会・9 月会議の議決を経て、令和 7 年 4 月から下記の指定管理者が荒川老人福祉センターの管理運営を行うことが決定されました。

【指定管理者】

団体の名称 社会福祉法人奉優会

所 在 地 東京都世田谷区駒沢一丁目 4 番 15 号

指 定期間 令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日まで（5 年間）

【選定の概要及び結果】 更新

高齢者福祉施設指定管理者候補者選定審査委員会において、現在の指定管理者について、審査基準に基づき審査した結果、引き続き、指定管理者とすることが適当であると認められたため、指定管理者候補者として選定されました。

○選定委員会開催日

第 1 回（令和 6 年 5 月 8 日）：選定手順、評価項目等の決定

第 2 回（令和 6 年 7 月 4 日）：書類審査及び現地審査

第 3 回（令和 6 年 7 月 11 日）：最終審査及び候補者の決定

○選定委員

副区長（委員長）、福祉部長（副委員長）、総務企画課長、介護保険課長、財務専門家 1 名（外部委員）、地域代表者 2 名（外部委員） 計 7 名

○審査項目

- 1 令和 2 年度から令和 5 年度までの実績評価
- 2 事業者の概要・実績、事業計画、経営管理

○選定結果

上記の審査項目について審査を行った結果、指定管理者候補者を選定しました。詳細は以下のとおりです。

多くの類似施設における事業の十分な実績を有しており、安定的にサービス提供をしている点が評価されました。

コロナ禍において、新たに e スポーツやオンラインを活用した ZOOM による体操・英会話・歌声喫茶・工場見学など、多くの代替事業を創出してきた点が評価されました。

介護予防事業において、参加率が低い男性の介護予防を図るため、男性のためのグループトレーニングを実施するなど、地域や施設の実状に沿った事業を行っている点が評価されました。

全体として利用者満足度が高く、特に職員の接遇に対する満足度が高い点が評価されました。

区内高齢者の状況等を理解し、知識、経験等を有する職員を配置して、併設の荒川東部在宅高齢者通所サービスセンターと連携するとともに、地域の方々との繋がりを大切にしている点が評価されました。

三期分の法人決算書に基づいて財務評価をした結果、安定性、成長性は優良、収益性、活動性・健全性は良好であり、安定的・継続的な運営に必要な財務力を有していると評価されました。

お問い合わせ先

福祉推進課 電話番号：03-3802-3111（内線 2618） ファックス番号：03-3802-0202

E メール：fukushisuishin@city.arakawa.lg.jp